

第23回滋賀県首長会議テーマ一覧

提案団体	整理番号、テーマ名およびテーマの趣旨（概要）
①母子保健・子育て支援の充実について	
滋賀県	<p>妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供できることを目的とする「子育て世代包括支援センター」が、県内市町に設置されている。</p> <p>「子育て世代包括支援センター」の業務として、母子保健分野と子育て支援分野がそれぞれの機能で役割分担しつつ、一体的にサービスを提供するために、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 妊産婦等の支援に必要な実情の把握、 ② 妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導、 ③ 支援プランの策定、 ④ 保健医療又は福祉の関係機関との連携を行うこととしている。 <p>妊娠・出産包括支援事業のうち、「産前・産後サポート事業」（多胎児家庭への支援を含む）・「産後ケア事業」、「産婦健康診査事業」について、市町単位での実施が求められている（財源：国1/2、市町1/2）。</p> <p>現在、産後ケア事業については、すべての市町で実施していただいているが、多胎児家庭への支援や産婦健康診査事業については、未実施の市町が多い。</p> <p>市町の母子保健部門は、妊産婦、乳幼児及びその保護者等に関われる部門であるが、妊娠期からの切れ目ない支援に関して、現状や課題について意見交換を行いたい。</p> <p>なお、県では、低出生体重児や多胎児を抱える家庭に対する支援について、市町で個別に対応するよりも県全域で取り組む方がより効果的であると考え、以下の事業を検討しているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不安を抱えた若年妊婦等への支援（妊娠SOS） <ul style="list-style-type: none"> 予期せぬ妊娠などにより、身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等への支援 ○リトルベビー等家族への支援 <ul style="list-style-type: none"> (1)リトルベビーハンドブックの作成 (2)当事者支援活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> 多胎ピアサポート事業を実施するためには、多胎児の育児経験者などの仲間づくりのきっかけづくりが必要。（年間分娩数のうち複産の割合は、平成30年で、1.22%） ○滋賀で誕生ありがとう事業（令和3年度から実施） <ul style="list-style-type: none"> 新たに子どもが生まれた家庭に対し、子育て情報や企業協賛等の祝いの品を届けている。 市町には対象者への周知等で協力いただいているが、母子保健事業と連携を進めるなどとして、より効果的な事業実施を図りたい。
②災害時における新型コロナウイルス感染症の自宅療養者の避難先確保について	
彦根市	<p>昨年8月から9月上旬にかけて、全国的に流行した新型コロナウイルス感染症は、10月には感染者が確認されない日もあり、一定の落ち着きを見せましたが、従来に比べ感染力が高いとされるオミクロン株の出現により、今年1月からは、急速に感染者が増加し、2月初旬には、1日あたりの新規陽性者数が千人を超える日が数日確認されています。</p> <p>また、全国各地でも感染が急拡大している状況から、国では、今後の病床使用率の逼迫が懸念される地域での自宅療養などを認めることを自治体に通知し、本県においては、オミクロン株の特性を考慮し、入院基準を原則として中等症以上や基礎疾患がある人等とする方針とされ、1月17日に基準の見直しが行われています。</p> <p>このような状況から、若年層で、軽症か無症状の重症化リスクの低い感染者は、宿泊療養または自宅療養になりますが、県において確保された宿泊療養施設の部屋数は十分とは言えず、自宅療養者の急増時に災害が発生した場合には、国の対応方針や県の「新型コロナウイルス感染症対策のための避難所運営ガイドライン」で示された自宅療養者を病院や宿泊療養施設へ移送することができず、市町が開設した避難所等で受け入れざるを得ない状況になります。</p> <p>本市ではこれまで、新型インフルエンザ等の流行等を踏まえ、避難施設での感染症対策について、対応する職員の確保はもとより、マスクや防護衣等の感染症対策品の備蓄や発熱者等に対する動線分離等の手順の確認などの受入体制を整えておりますが、これはあくまでも、発熱者や濃厚接触者を対象にしたものであり、新型コロナウイルス感染症の陽性者に対しては受入体制が整っていない状況です。また、県内市町における自宅療養者の受入体制につきましても、自宅療養者の避難を想定している市町は少なく、自宅療養者の情報共有を含め、県（保健所）との役割分担が明確でないなど、災害が発生し、実際に自宅療養者が避難される状況になれば、現場で大きな混乱が生じるのではないかと、危惧しているところです。</p> <p>加えて、市町が開設運営する避難所は、多くが地域コミュニティに根付いた施設であり、同じ避難所内に陽性者が避難されれば、感染者の人権が侵害される可能性もあります。</p> <p>現在、新型コロナウイルス感染症に対しては3回目のワクチン接種が進みつつあり、治療薬についても間もなく供給が開始されますが、今なお明確な治療法は確立されておらず、更なる変異株の発生等により、感染が再び拡大する可能性も否定できないため、災害時における自宅療養者の避難について議論を深め、宿泊療養施設の拡充や保健所管内への自宅療養者向け避難施設の開設を視野に、安全な避難先確保と受け入れ体制等の方針について、県や他市町と協議したい。</p>